

# 介護保険等利用被爆者援護事業

千葉県に居住する被爆者の方が介護保険サービスを利用した場合、事業所に被爆者健康手帳を提示することにより、利用者負担費用（1割から3割部分）が公費負担となります。

## 助成事業内容

### ○福祉系サービス

居宅系	訪問介護※ (ホームヘルプ)	低所得者の方が利用した場合に助成します。 ① 訪問介護 ② 介護予防訪問介護 ③ 第1号訪問事業(サービス種類コードA1及びA2に限る)	現物給付
	通所介護 (デイサービス)	① 通所介護 ② 地域密着型通所介護 ③ 介護予防通所介護 ④ 認知症対応型通所介護 ⑤ 介護予防認知症対応型通所介護 ⑥ 第1号通所事業(サービス種類コードA5及びA6に限る)	現物給付
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	① 短期入所生活介護 ② 介護予防短期入所生活介護	現物給付
	小規模多機能型 居宅介護	① 小規模多機能型居宅介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護	現物給付
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	現物給付
	複合型サービス	① 複合型サービス	現物給付
施設系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	① 介護老人福祉施設入所者生活介護 ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	現物給付
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	① 認知症対応型共同生活介護 ② 介護予防認知症対応型共同生活介護	現物給付
	養護老人ホーム	老人ホーム措置入所に係る費用負担額(入所者負担、扶養義務者負担)を助成する制度です。	償還払い

#### <注意事項>

- ※ **訪問介護利用被爆者助成** 低所得者(原則として、世帯の生計中心者が所得税非課税(生活保護受給者世帯を含む。))であって介護保険法の訪問介護サービスを利用し、利用者負担のある方が対象です。
- ※ 福祉系サービスの訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム・軽費老人ホーム等)、福祉用具貸与、特定福祉用具購入及び居宅介護住宅改修費は、助成事業の対象外です。

### ○医療系サービス：原爆医療費(一般疾病)として公費負担

- ※ 医療系サービス事業所は「被爆者一般疾病医療機関」の指定が必要です。

<居宅系> 訪問看護、介護予防訪問看護  
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション  
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導  
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション  
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

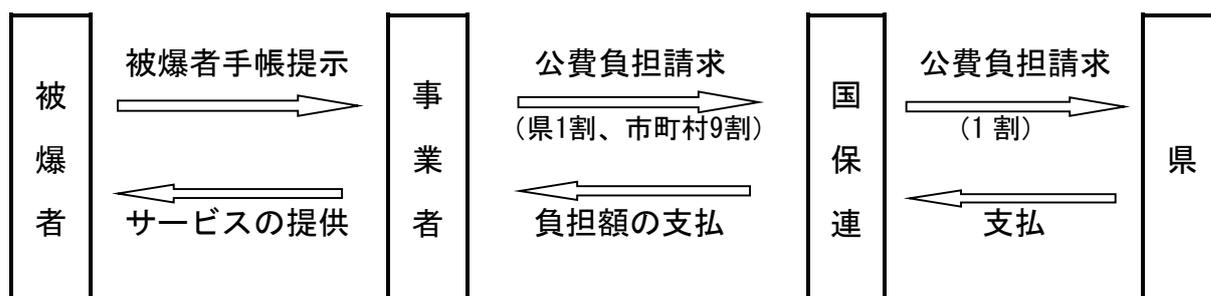
<施設系> 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

## 助成方法

### 〔現物給付の請求〕

- ・被爆者健康手帳を確認（訪問介護の場合は、※認定証の確認も含む。）することにより、一割の利用者負担分を「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」に基づき国保連に請求することとなります。  
※ 市町村発行の「訪問介護利用者負担額減額認定証」等又は、千葉県発行の「訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証」
- ・公費負担法別番号は、被爆者健康手帳に記載されている公費負担者番号「19」を「81」と読み替えてください。(福祉系サービスのみ)  
「19126010」 ⇨ 「81126010」
- ・千葉県外に居住地を有する被爆者に対し介護サービスを提供した場合は、国保連に対し当該サービスに係る一割の公費負担請求は出来ません。
- ・現物給付ができる事業者は、県が指定した指定居宅サービス事業者及び指定介護老人福祉施設となります。

#### (現物給付のフロー図)



### 〔償還払い〕

- (1) 被爆者健康手帳未提示で、助成事業のサービス利用者負担額を業者に支払った方
- (2) 県が指定した指定居宅サービス事業者及び指定介護老人福祉施設以外の事業者に、助成事業のサービス利用者負担額を支払った方

上記(1)(2)の方は、利用者負担分を県に請求できます。

県は、請求内容を審査し、決定額を申請者が指定した口座に振り込みます。

※「介護保険等利用被爆者援護事業」は、介護保険制度の給付の対象とならない『食費』『居住費』等は助成の対象とはなりません。

この制度に関する照会は、最寄りの保健所又は県健康福祉指導課にお願いします。

千葉県健康福祉部健康福祉指導課 電話043-223-2349

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1